

令和8(2026)年度予算のお知らせ

**健康保険料率、
介護保険料率ともに
据え置きます。**

健康保険料率 10.2%〔2017年度から10年間据え置き〕
介護保険料率 1.9%〔2019年度から8年間据え置き〕
子ども・子育て支援金率 0.23%〔2026年度から新設〕

2026年2月24日(月)に開催された第118回組合会において、令和8(2026)年度予算案が可決承認されましたので、概要をお知らせいたします。

健康保険 2026年度健康保険の一般勘定における収入面では、保険料について平均標準報酬月額の上昇や被保険者数の増加を見込むものの、健康保険料率を据え置いたことにより90億8百万円(前年度差+3億14百万円)、国庫負担金などを含めた収入合計については91億84百万円(前年度差+2億88百万円)、経常収入は90億25百万円を予算化いたしました。

また、支出面では2021年度以降の医療費増加傾向が続く中、診療報酬の引き上げも見込まれることから、保険給付費については被保険者一人当たりの伸び率を5.0%と想定し、58億46百万円(前年度差+4億14百万円)と見込みました。

高齢者医療については、前期高齢者数が1,400人を超えて増加する傾向にあり、納付金の3分の1が総報酬割で負担割合が下がったことで、前期高齢者納付金は10億86百万円(前年度差△92百万円)となりました。一方、75歳以上の後期高齢者への移行が進み、健康保険組合が拠出する後期高齢者支援金が急増しており、これら高齢者医療制度全体への納付金・支援金は31億38百万円(前年度差+1百万円)となっています。

健康づくりをサポートする保健事業費については1億26百万円(前年度差+29百万円)とし、特定保健指導や人間ドック支援等に充当いたします。

この結果、経常支出は92億24百万円となり、経常収支差額1億98百万円の赤字となるため、準備金から5億円を繰り入れて不足分に充当し、残額については予備費として見込以上の支出が生じた場合に備えます。

なお、前年度決算残金見込額5億37百万円については、法定準備率を維持するため、準備金として積み立てる予定です。
※本文中における「前年度差」は、すべて前年度見込額との差額

になります。

介護保険 当健康保険組合に在籍する40歳から64歳までの被保険者の年間総報酬額に、厚生労働省算出の負担率を乗じた額が介護保険にかかる納付金となります。その納付金額については、年間総報酬額に2026年度負担率約1.90%を乗じた金額から前々年度の精算戻り額を差し引いた9億5百万円となります。介護保険料率を現行の1.9%のまま据え置いたため、介護保険料収入は10億11百万円となり、1億5百万円の黒字となる見込みです。

子ども・子育て支援金 2026年4月より「児童手当の拡充」や「妊婦のための支援給付」などのため、子ども・子育て支援金制度が新設されました。同年5月度から給与天引きによる徴収が始まり、保険料率(支援金率)については国が指定する0.23%となり、労使折半で負担します。当健康保険組合では総額で1億95百万円を予算化いたしました。

結 び 保険給付費の増加や高齢者医療制度への負担増などが健康保険組合の運営に大きな影響を与えており、当健康保険組合においても財政面での厳しさが継続しております。このような状況下において、今後も保健事業の拡大など疾病予防・重症化予防を推進し、皆さまからお預かりした保険料を有効に活用すべく取り組んでまいります。皆さまにおかれましても、自らの心身の健康管理、健康寿命の延伸、重症化予防などに積極的に取り組んでいただくとともに、医療の適正受診、ジェネリック医薬品の活用などにご協力いただきますようお願いいたします。

健康保険料率と介護保険料率の内容

当健康保険組合の本年度健康保険料率と介護保険料率が以下のとおり決定いたしましたので公告いたします。

1. 各保険料率

		事業主負担分	被保険者負担分	合 計
一般保険料率	基本保険料率	32.842/1000	32.842/1000	65.684/1000
	特定保険料率	17.553/1000	17.553/1000	35.106/1000
	計	50.395/1000	50.395/1000	100.790/1000
調整保険料率		0.605/1000	0.605/1000	1.210/1000
健康保険料率合計		51.000/1000	51.000/1000	102.000/1000
介護保険料率		9.500/1000	9.500/1000	19.000/1000
子ども・子育て支援金率		1.15/1000	1.15/1000	2.3/1000

2. 実施年月日

令和8(2026)年3月1日から(ただし、子ども・子育て支援金率および法第3条第4項に規定する「任意継続被保険者」については令和8(2026)年4月1日から)

任意継続被保険者の標準報酬月額について

当健康保険組合の令和8(2026)年度における任意継続被保険者の標準報酬(健康保険法第47条の規定による)を下記のとおり定めたので公告いたします。

記

- 標準報酬月額：240,000円
- 標準報酬日額：8,000円
- 適用期間：令和8(2026)年4月1日から令和9(2027)年3月31日まで

令和8(2026)年度 予算のPoint

- 健康保険料率、介護保険料率ともに据置き、子ども・子育て支援金の新設
*2026年度の健康保険料率は10.2%、介護保険料率は1.9%にそれぞれ据え置きます。
*単年度収支は赤字となるため、準備金を取り崩して補填します。
*将来については医療費の伸びや高齢者医療の納付金等の動向により、保険料率の見直しが見込まれます。
*子ども・子育て支援金が新設され、その保険料率(支援金率)は0.23%(労使折半)です。

令和8(2026)年度 健康保険 予算のあらまし

被保険者1人当たりの収入支出予算額 **369,625円**

健康保険《予算概要》

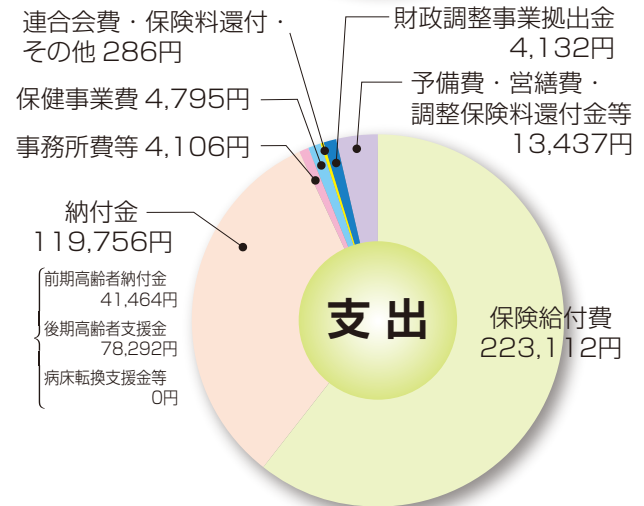
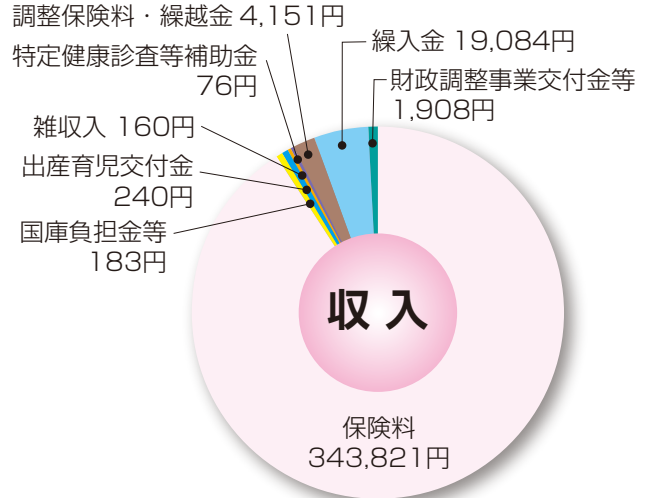
【収入】

	(単位：千円)	被保険者1人当たり 収入額(円)
保険料	9,008,106	343,821
国庫負担金等	4,805	183
出産育児交付金	6,283	240
雑収入	4,201	160
特定健康診査等補助金	2,000	76
調整保険料・繰越金	108,763	4,151
繰入金	500,000	19,084
財政調整事業交付金等	50,001	1,908
他国庫補助金収入	6	0
他雑収入	1	0
収入合計	9,684,166	369,625
経常収入合計	9,025,395	344,481

【支出】

	(単位：千円)	被保険者1人当たり 支出額(円)
事務所費等	107,570	4,106
保険給付費	5,845,535	223,112
法定給付費	5,843,045	223,017
付加給付費	2,490	95
納付金	3,137,616	119,756
前期高齢者納付金	1,086,369	41,464
後期高齢者支援金	2,051,245	78,292
病床転換支援金等	1	0
保健事業費	125,628	4,795
連合会費・保険料還付・その他	7,501	286
財政調整事業拠出金	108,264	4,132
予備費・営繕費・調整保険料還付金等	352,051	13,437
支出合計	9,684,166	369,625
経常支出合計	9,223,850	352,055
経常収支差引額	△ 198,455	△ 7,757

※ 網掛け部分が経常収支です。



介護保険《予算概要》

【収入】

	(単位：千円)	被保険者1人当たり 収入額(円)
保険料	1,010,830	66,502
繰入金・繰越金	0	0
雑収入	4	0
合計	1,010,834	66,502

【支出】

	(単位：千円)	被保険者1人当たり 支出額(円)
介護納付金	905,058	59,543
還付金	300	20
雑支出	50	3
予備費	105,426	6,936
合計	1,010,834	66,502

子ども・子育て支援金《予算概要》

【収入】

	(単位：千円)	被保険者1人当たり 収入額(円)
子ども子育て支援金	194,984	7,442
繰入金・繰越金	0	0
雑収入	3	0
一般勘定受入れ	500	19
合計	195,487	7,461

【支出】

	(単位：千円)	被保険者1人当たり 支出額(円)
子ども・子育て支援納付金	182,814	6,978
還付金	500	19
雑支出	100	4
予備費	12,073	461
合計	195,487	7,461

予算編成の 基礎となった 数字

- 被保険者数…………… 26,200人
(男性 9,642人、女性 16,558人)
- 平均標準報酬月額…………… 250,500円
(男性 321,510円、女性 209,152円)
- 総標準賞与額(年間合計)… 11,219,000千円
- 平均年齢…………… 45.26歳
(男性 42.05歳、女性 47.13歳)
- 被扶養者数…………… 6,769人
- 健康保険料率…………… 1,000分の102
(事業主1,000分の51、被保険者1,000分の51)
- 介護保険第2号被保険者たる被保険者数…………… 15,200人
- 介護保険料率…………… 1,000分の19
(事業主1,000分の9.5、被保険者1,000分の9.5)
- 子ども・子育て支援金率… 1,000分の2.3
(事業主1,000分の1.15、被保険者1,000分の1.15)